

ハラスメント対策関係の主な検討事項

○ カスタマーハラスメントについて

- ・ 「職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」の策定

○ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントについて

- ・ 均等法施行規則において「求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」を規定
- ・ 「求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」の策定
- ・ 女活法一般事業主行動計画省令に、プラチナえるぼしの認定要件（求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していること）を追加

○ その他

- ・ 建議における以下の記載を踏まえた「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」の改正

＜建議（抜粋）＞

(4). パワーハラスメント防止指針へのいわゆる「自爆営業」の明記

- いわゆる「自爆営業」に関して、職場におけるパワーハラスメントの 3 要件を満たす場合にはパワーハラスメントに該当することについて、パワーハラスメント防止指針に明記することが適当である。

- ・ 改正法の附帯決議を踏まえた対応
- ・ 「職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」等の策定に伴う所要の改正
- ・ 施行期日を定める政令